

消防団員募集

総務課 総務係 ☎64・1108

湯浅町消防団では、団員を募集しています。

現在、湯浅町消防団は1本部10分団で構成され、約210人の団員が活動しています。しかし、近年町外で働く人の増加や高齢化等により消防団員の人員不足が深刻な問題となっています。

消防団は、地域と一体となり『自分たちの町は自分たちで守る』という精神に基づき、火災現場や風水害等による災害現場で活躍しています。安心・安全な住み良い町を築いていくためには、必要不可欠な組織でありますので、多くの方の入団をお待ちしています。

また、災害時の炊き出し、平常時での広報活動、訓練、点検業務等の後方支援活動に従事していただける女性消防団員もお待ちしております。

◆補償等◆

- ① 公務災害の適用
 - ② 退職報償金の支給(5年未満は除く)
 - ③ 訓練、出勤手当等の支給
 - ④ 活動服等の貸与
- ◆入団資格◆
- ① 湯浅町に居住又は勤務している方
 - ② 18歳以上の方
 - ③ 心身ともに健康な方



児童手当・児童扶養手当について

健康福祉課 児童係 ☎64・1120

◆児童手当◆

◆支給対象◆

中学校卒業まで(15歳に達した年度末)の児童を養育している方

◆支給額(1人あたりの月額)

- ・3歳未満…一律1万5000円
- ・3歳以上小学校終了前
- ・1万円(第3子以降は1万5000円)
- ・中学生…一律1万円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳に達した年度末)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、「認定請求書」の提出(申請)が必要です。公務員の方は勤務先での手続きになります。

◆支給月…6月・10月・2月

◆児童扶養手当◆

◆支給対象◆

18歳に達した年度末までの児童(一定の障害を有する場合は20歳未満)を養育している母子家庭の母、父子家庭の父等

◆支給額(月額)【平成28年4月1日改定予定】

- ・1人…4万2330円～9990円
- ・2人…5000円加算
- ・3人以上…1人につき3000円加算

※所得制限があります。

◆支給月…4月・8月・12月

詳しくは児童係まで

湯浅町民親睦スポーツ大会

ソフトバレーボールの部を開催します
教育委員会 ☎63・1111

場所…湯浅スポーツセンター

(旧有田郡民体育館)

日時…3月27日(日) 9時から

対象

- ・レディースの部
- ・年齢18歳以上の女子のみで編成
- ・混成の部

年齢18歳以上の男子2名女子2名にて編成

◆参加資格◆

湯浅町在住、在勤・湯浅町内のクラブに所属されている方

参加費…1チーム500円

申込締切…3月19日(土)まで

主催…湯浅町体育協会・湯浅町教育委員会

住所変更などの手続きにはマイナンバーカードを忘れずに!

住民環境課住民係 ☎64・1102

住所変更や、婚姻などで氏が変わる時は通知カードや個人番号カードの記載事項も変更しなければなりません。役場に手続きに来られる際は、マイナンバーカードを忘れず持って来てください。

また、まだ通知カードを受け取られていない方は、役場でお預かりしていますのでお早めに受取りに来てください。受取る際に持参していただきます。

詳しいは住民係までお問い合わせください。



広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

健康教室のお知らせ
健康福祉課保健係 ☎64・1120

◆これならできる!!減量大作戦
ウォーキングをしよう!

日時: 3月9日(水) 10時~11時
◆これならできる!!減量大作戦
食事でもやせよう

日時: 3月24日(木) 10時~11時
講師: 管理栄養士 濱 圭子 先生
場所: 役場1階 保健センター

平成28年4月小学校入学児童の保護者の皆様へ
「乳幼児医療費」から「子ども医療費」へ受給証を交換してください
住民環境課国保年金係 ☎64・1102

平成23年度から湯浅町では小中学生全員を対象とした「子ども医療費助成制度」を開始しています。

この制度は、子育てにおける医療費の一部負担金を町が全額助成するもので、保護者の負担の軽減を図り「安心・安全のまちづくり」をすすめるものです。

対象のお子様がいるご家庭に対して、3月中旬に案内と申請用紙を送付します。で、左記受付期間中に必要な書類を持参の上、国保年金係まで手続きにお越しください。

◆受付期間: 3月22日(火)~31日(木)
8時30分~17時
※この期間中にお越しいただけられない方は、国保年金係までお知らせください。

平成27年度町老連健康講座のお知らせ
地域包括支援センター ☎64・1120

日時: 3月23日(水) 13時30分~
場所: 湯浅町地域福祉センター
2階大ホール

講演
「地域における高齢者支援活動について」
講師: NPO法人よつ葉福祉会
理事長 井端 智子 氏

メジロの捕獲は原則禁止です!
捕獲許可について
有田振興局衛生環境課 ☎64・1293
飼養登録について
湯浅町産業観光課 産業係 ☎64・1128

愛玩飼養目的での捕獲が認められていたメジロは、平成24年4月から原則捕獲禁止となっています。既に飼養登録されているメジロについては引き続き飼養できます。

なお、野外で野鳥を観察できない高齢者などは捕獲が許可される場合があります。

なんでも鑑定団in湯浅について
株式会社テレビ和歌山
☎073・4555・5721

あなたのお宝大募集
応募締切: 4月15日(金) 必着
観覧募集【観覧無料】

応募締切: 5月31日(火) 当日消印有効
※詳しくは株式会社テレビ和歌山「出張!なんでも鑑定団in湯浅」お宝係まで

たは、観覧係まで。
申し込み内容について不明な点がありましたら、役場まちづくり企画課(☎64・1112)までお問い合わせください。

ハンセン病にかかったことはありますか?
補償金の申請手続期限が迫っています

過去にハンセン病にかかったことがある方には、国から補償金(和解一時金)が支払われています。(既に亡くなられた方も対象となります。)
療養所に入所したことがない方も対象となります。

補償金の対象者ではありませんか?
※すでに国から補償金(和解一時金)を受け取った方は、対象とはなりません。
※対象者がお亡くなりになられている場合は、御遺族(法定相続人)にお支払いしています。

※期限が迫っています。
(手続期限: 平成28年3月31日)
訴訟の手続が必要ですので、余裕をもって御相談ください。

相談窓口(いずれかに御相談ください)
公益財団法人 沖繩県ゆうな協会
098・832・9528
法律事務所 098・938・4381
厚生労働省(難病対策課)
03・5253・1111 (内線2369)

※「ハンセン病の補償金について」とお伝えください。担当者が対応いたします。

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています